

意見公募要領

1 意見公募対象

電波法施行規則第 7 条第 5 号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する告示案（新旧対照表）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省では、メーカーや大学の研究機関等による迅速な技術開発等に資するものとして、早期に実験試験局を開設できる周波数等をあらかじめ公示することにより、短期間で免許処理を行うことを可能とする特定実験試験局制度を導入しています。特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等については、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 7 条第 5 号の規定に基づいて公示されています。

また、総務省は、5G を含む新たな無線システムを導入するための制度見直しの方向性等を検討するため、本年 1 月から「電波政策 2020 懇談会」を開催し検討を行ってきました。先般取りまとめられた同懇談会の報告書において、5G の実現に向けて利用が想定される周波数帯が提示されました。

今般、2020 年の 5G の実現に向けた研究開発や総合実証等の取組を推進するため、特定実験試験局として使用可能な周波数に電波政策 2020 懇談会報告書で示された 5G での利用が想定されている周波数帯を追加することとし、告示の改正案を作成しましたので意見を募集します。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意

見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5940

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 あて

担当：竹下周波数調整官、西森第二計画係長、深松第三計画係長

電話：03-5253-5875

※送付後、連絡先窓口の担当に電話連絡してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

平成 28 年 8 月 6 日（土）から平成 28 年 9 月 9 日（金）まで（必着）

※郵送についても同日必着。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局 電波政策課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

[特定実験試験局の制度全般について]

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

担 当：竹下周波数調整官、西森第二計画係長、深松第三計画係長

電 話 : 03-5253-5875

F A X : 03-5253-5940

電子メールアドレス : freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

[5G 導入に向けた研究開発について]

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課・新世代移動通信システム推進室

担 当 : 高橋課長補佐、宮良第二技術係長

電 話 : 03-5253-5893

F A X : 03-5253-5946

電子メールアドレス : 5g_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局電波部
電波政策課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「平成28年総務省告示第252号(電波法施行規則第7条第5号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件)の一部を改正する告示案(新旧対照表)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見